

電力・ガス取引監視等委員会 第5回 火力電源入札専門会合 議事概要

1. 日 時:平成31年3月18日(月) 13:00~14:00

2. 場 所:経済産業省別館1階 103-105会議室

3. 出席者:

(委員等)細田座長、北本委員、圓尾委員、大山委員、梶川委員、新川委員、松村委員
(事務局)岸事務局長、都築総務課長、鎌田取引監視課長、栗島課長補佐

4. 議題

火力電源入札制度の在り方について

- ・以前、卸市場を自由化し、入札制度を導入した際、新規参入者が相当数応札し、新設電源のみが対象であったため影響は限定的ではあったものの、価格が非常に下がった。その後、特高高压の小売市場が自由化され、その後は小売競争により、割高な電源を調達することはないだろうという考えのもと、入札制度で規制する必要性が減少したため、一旦は入札制度をストップしたという経緯がある。
- ・この改正を行うとすれば、一社入札であることが想定されるケースにおいては、入札を行うインセンティブはないだろうと思われるので、GL 改正案2. (6)の規定を用いて「合理的な説明」を行って入札を回避した上で、料金審査の中では機器入札以外の部分の説明を行ってもらおうというというのが合理的な行動として想定されるのだと思っている。
- ・平成 24 年以降のこの審査に関わってきて、正直なところ、一社入札については結果的に価格にお墨付きを与えていたのではないかという懸念があることから、異論なし。
- ・他社であったとしても、資本関係がなかったとしても、旧一般電気事業者と阿吽の呼吸で事業者が応札してくるケースがあるのではないかという懸念がある。複数社の場合はさすがに適正とみなす点については同意。
- ・複数社入札が行われれないという競争性が担保できていないケースについては、少し検討の余地があるのではないかと考えている。ただし、競争性があつた上での他社一社という点を確認できるケースについては適正とみなすことに異論はない。当初の段階で、他社一社応札であれば適正と切ってしまうと、お墨付きを与えるのではなく、検討の余地を残した方がよいのでは、という印象を持っている。その他の点については、事務局案に賛同。

- ・公共入札においても様々な理由で結果的に一社入札となることもあるものの、電力の場合であれば入札可能な事業者が多数存在するというわけではなく、想定される他社がある程度見込まれる(例えば想定される事業者が一社であると見込まれる)状況においては、公共入札の場合と電力の場合で「一社入札」の意味合いが異なってくる点について、今回の改正において検討したほうがよいのではと感じている。
- ・よほど怪しいケースやコンペティターが現れなくて当然といったケースを除いて、入札を行ったという事実自体は重く見て、入札してくれなくなるのではないかという気がしている。
- ・スライド P9の「合理的な説明」かどうかについて入札不要とするのであれば、旧一般電気事業者がそのように説明するだけであれば簡単にできると思うので、「合理的な説明」であるかどうかはちゃんと審査するということでよいのか。
あくまで「原則入札」ということであれば、査定時に見ることをもって「原則入札」とは言えないのでは。料金値上げの時にちゃんとみます、ということをもって「原則入札」ということでよいのか。
- ・事前の合理的な説明(たとえば主要機器については入札にかけるといった点)は事業者においては容易に可能という点はおっしゃるとおりであり、その点については事務局としては、料金査定のタイミングで事後的に確認することとしてはどうかと考えている。火力電源入札制度自体、当初より「原則入札」であることから、その根本の考え方を変えてしまうと本制度の本質から見直さないといけないため、今申し上げたような類型を原則から外す類型として提案させていただいている。
- ・制度の建付けとしては原則入札であることは理解しているものの、私が先ほど申し上げたのは、当事者としてのモチベーションとしてという部分であって、制度的に変えるということではないのだが、行動原理としてはお墨付きがどうせつかないんだったら多少そういった方向に向かう可能性があるのかなという意見。ただし、一社入札という点について、他社と自社で分ける意味があるかということは疑問。そもそも自社の場合であっても「合理的な説明があれば入札不要」に当てはめたいと思うのではないか。しかし、制度として「合理的な説明があれば入札不要」とするという話ではないということは理解。当然、お墨付きがあるから入札しようという思いがあったこともあるかもしれないし、どうせやったって一社だからということであれば初めから「合理的な説明があれば入札不要」を狙うという動機付けにはなってしまうので、制度がそれを意図したといわれるとそこはちょっとそもそも論から始まる話かと思うところ。
- ・他社一社の場合の取扱いをどのように整理するか、継続議論する。